

# 狩場霊園区画造成工事が完成しました

狩場霊園墓地の区画造成工事が完成しましたのでお知らせします。

【区画数】40区画（6㎡）

【料 金】使用料10万円（町外在住者は10%増）、管理料3万円



※現在利用許可が交付されている方の区画変更、交換などはできませんので、ご了承ください。

【問い合わせ・申込み先】  
町民児童課環境衛生係  
☎84-5111



## 公衆トイレの清掃や整備で地域貢献!

9月29日、高橋建設・平屋建設JVが、瀬棚区北島歌にある公衆トイレの清掃や、看板の塗装、その周辺のごみ拾いを行ってくださいました。

## 個人住民税（町民税・道民税）の特別徴収対象事業所への完全指定を行います

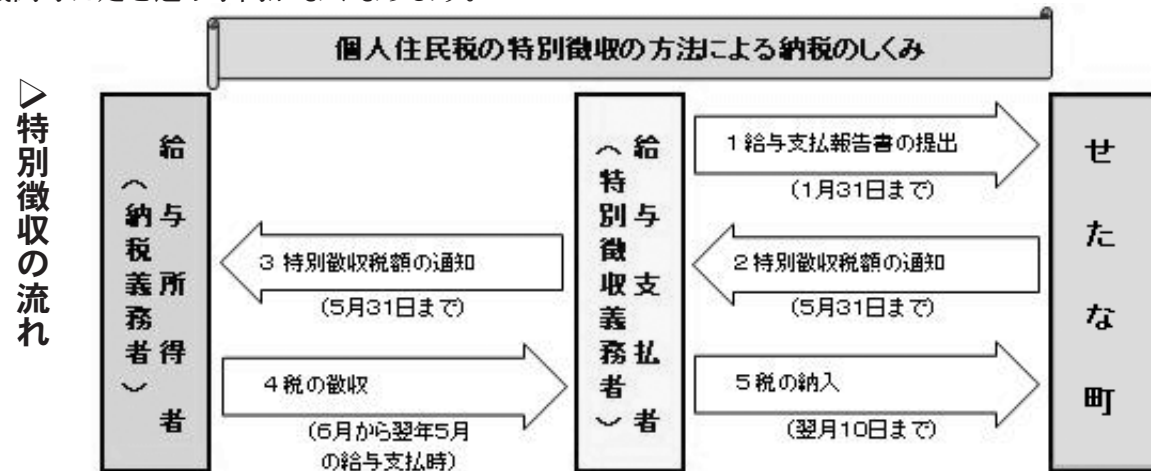
檜山振興局管内の各町では、平成25年度から法定要件（※）にあてはまる全ての事業者の皆さんに、特別徴収をしていただくこととなりました。

※ 法定要件とは、所得税の源泉徴収義務を有することをいいます。（地方税法第321条の4第1項）

### ▷ 「特別徴収」とは

事業者の皆さんが、町から送付された「特別徴収税額通知書」により、毎月の給与支払いをする際に従業員の個人住民税を引き去りして、翌月10日までに納入していただく方法です。

個人住民税はあらかじめ毎月の納入額が決まっているため、所得税のように、事業者の皆さんが税額を計算する必要はありません。また、従業員の皆さんにとっても、年4回から年12回（6月から翌年5月）の納付回数に切り替わることで、1回の納税額が少なくなるとともに、納税のために金融機関等に足を運ぶ手間がなくなります。



### ▷ 「特別徴収義務者指定予告通知書」を送付します

11月下旬から従業員全員を特別徴収としていない事業所に対し、「特別徴収義務者指定予告通知書」を順次送付します。その後、来年5月頃に従業員の方の個人住民税引き去り額が記入された「特別徴収税額通知書」を事業所あてに送付しますので、これにより従業員の方の平成25年6月支払分の給与から個人住民税の引き去りを始めていただくことになります。

詳しい内容については「特別徴収義務者指定予告通知書」到着後、税務課（☎84-5111）へお問い合わせください。



## 「しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう」 「障害者虐待防止法」

10月1日から、障がいのある方への虐待を禁止し、その予防と早期発見のための法律が定められました。

「障害者虐待防止法」では、特に次のような行為を「虐待」と定めています

- ▷ 身体的虐待 ・ たたく、つねる、殴る、蹴る、無理やり食事を口に入れる等
- ▷ 性的虐待 ・ 性的行為を強要する等
- ▷ 心理的虐待 ・ どなる、ののしる、悪口を言う。  
・ 仲間に入れない、子供扱いをする等
- ▷ 放棄・放任（ネグレクト） ・ 食事を十分に与えない。不潔な住環境で生活させる。  
・ 必要な医療、福祉サービスを受けさせない。
- ▷ 経済的虐待 ・ 年金や賃金を渡さない。  
・ 財産、預貯金を本人の同意なしで使う等

虐待はいかなる場合でも、あってはならない事です。「これは虐待ではないか…」「実は虐待を受けている…」「虐待を発見した！」等心当たりがある場合は、ご連絡下さい。夜間、土日、祝日も受付けています。

24時間対応します

### 【問い合わせ先】

せたな町高齢者・障害者虐待防止センター（10月1日から健康センターに設置されました）

### ▷ 日中（午前8時30分～午後5時15分）

- せたな町地域包括支援センター（高齢者虐待に関する相談） ☎0137-84-5699
- せたな町役場保健福祉課福祉係（障害者虐待に関する相談） ☎0137-84-5111
- せたな町障害者指定特定相談支援事業所（障害者虐待に関する相談） ☎0137-84-2356

### ▷ 夜間（午後5時15分～午前8時30分）、土日、祝日

- せたな町地域包括支援センター ☎0137-84-5699
- せたな町障害者指定特定相談支援事業所 ☎0137-84-2356